

COLUMN #3

COLUMN: HITOMI ONO

ソドミー法 — チュニジア刑法230条

小野仁美

東京大学大学院人文社会系研究科助教/イスラーム法

「イスラーム法は同性愛を禁止している」というイメージは、昨今ますます強く持たれるようになってきました。たしかに、同性愛行為に対して死刑の可能性を有する国としてあげられるのは、イラン、アフガニスタン、スーダン、パキスタン、ブルネイなど、現代になってイスラーム刑法を導入した国々です。一方で、ムスリムが多数派を占める国であっても、エジプトのように同性愛行為を罰する法をもたない国もあります。

チュニジアの刑法第230条は、「ソドミーは禁固3年の刑を処する」として同性間の性行為を禁じていますが、これがイスラーム法に由来するものなのか明確にされてはいません。1913年に制定された同法は、フランスの植民地支配下において、フランス刑法(1810年)をモデルに作成されたものです。ナポレオン刑法とも呼ばれるこのフランス刑法は、イギリスやドイツに先駆けて、男性同士の性行

為を禁じるソドミー法を廃止していましたが、チュニジア刑法にはこれが導入されました。同法のフランス語版では「ソドミー」の語が使用され、アラビア語版では、「リワート(男性間の性行為)およびシハーク(女性間の性行為)」となっています。1913年刑法の制定委員会は、マールク派とハナフィー派のイスラーム法学者がそれぞれ1名ずつ、フランス人の法律家が6名で構成されていたそうですが、ソドミー法を誰が導入したかは明らかにされていないとのことです。

「ソドミー」という言葉は、旧約聖書(創世記19章)に登場するソドムという町の名前からきています。アブラハムの甥ロトが、ソドムの町にいたときの出来事で、ソドムの男たちが、ロトの客人2人をなぶりものにしようとします。その後、ロトが救出されると、ソドム(とゴモラ)の町は滅ぼされてしましますが、ともに逃れたロトの二人の娘たちが、酔わせた父

の子を身ごもるといふ話です。この物語は、のちに様々に解釈されるようになりますが、当初は不自然な性行為全般のことを指し、それが次第に同性間の性行為のみを罰するものとして理解されるようになっていったと考えられます。

ソドムの町の物語は、中世ヨーロッパのキリスト教神学で、同性間の性行為が不自然なものであり罪とされることの根拠となり、欧米各地やその植民地で、同性間(とくに男性間)の性行為が「ソドミー法」によって処罰されるようになりました。フランス、ドイツ、イギリスのように、すでに撤廃された国もありますが、現在まで存続している地域もあります。イギリスの統治下で制定されたマレーシア刑法(1936年)や、上述のチュニジア刑法(1913年)などのムスリムの多く暮らす国に、同性間の性行為を禁止する条項が残っているのです。

では、そうした国々の刑法は、イスラーム法に由来するものなのでしょうか。古典的なイスラーム法において、同性間の性行為については法学者による見解の相違がありました。クルアーンにも旧約聖書と同じロトの民の物語が登場します。「かれはロトの民に、あなたがたは、あなたがた以前のどの世でも、誰も行わなかった淫らなことをするのか。あなたがたは、情欲のため女でなくて男に赴く。いやあなたがたは、途方もない人びとである」(クルアーン7章80-81節)などを根拠として、リワートすなわち男性同士の性行為は禁止であると法学者たちがいました。あるいはリワートを肛門性交など自然ではない性行為のことを指すとして、同性か異性かを問わず罪であるとする見解もありました。その罪は重く、婚姻外の性行為を罰する姦通罪の対象として最大で死刑とする法学者もいたほどです。女性同士の性行為(シハーク)には、「あなたがたの女たちの中、不貞を働いた者には、かの女らに対し4名の証人を立てなさい」(クルアーン4章15節)が根拠とされましたが、これについて言及した法学者は多くありません。シハークには姦通罪ではなく、それよりも軽い裁量刑が科されるとされました。ただし、古典的なイスラーム法における姦通や

同性愛に対する刑罰が実際に執行されていた記録は残されていません。そもそも姦通罪が成立するためには、本人の自白あるいは4人の公正な証人による完全に一致した証言が必要とされるので、立証はほぼ不可能なのです。しかも、問題とされるのは実際の性行為であって、性的志向まで非難されるということはありませんでした。同性間での性愛は、それぞれの場所や時代によって何らかの制裁を受けたかもしれませんが、イスラーム諸学の古典的な文献には少年愛についての記述もあり、実際には広く見られるものだったようです。

チュニジアでは、「アラブの春」として知られる2011年革命後、権威主義体制が崩壊したことで言論や思想の自由が取り戻され、多くのNGOが活動を始めました。性的マイノリティの人権保護をめざすNGO「Mawjoudin(アラビア語で「我々は存在している」を意味する)」(2014年)や「Shams(太陽を意味する)」(2015年)などは、様々な困難に直面しつつも活動を続け、とくにチュニジアのソドミー法(刑法230条)廃止を求めています。「シャムス」の創設したネット・ラジオ局Shams Radで活動するアミーナ・サブウィ

は、元FEMEN(ウクライナのラディカル・フェミニスト団体)メンバーで、2013年に、自由と権利を求める運動として上半身裸の写真をインターネットに投稿するなどの活動を行ったことで有名です。しかし、そのイメージとはまた違った彼女の魅力を伝える映画ができました。

映画『陽の届かない場所で』(2017年 フランス、チュニジア)は、アミーナ・サブウィを中心に、彼女と共に暮らす性的マイノリティの人々を描いています。舞台となるチュニス郊外のシディ・ブー・サイードは、その美しい街並みで知られ、20世紀初頭にはパウル・クレーなど多くの芸術家や作家たちを魅了していました。まばゆい光を浴びた丘の一軒家で、彼らは身を潜めるように肩を寄せ合い日々を過ごしています。彼らの日常を捉えるカメラは、性的マイノリティへの圧力が増す社会に抗いながらも、何よりも家族に理解してもらえないことへの苦悩を募らせる彼らの素顔を映し出しています。チュニジアでは、人口の約1割が同性愛者であるとされています。映画は静かに、ときに激しく「陽の届かない場所で苦しむ人々が、あなたの隣にいる」というメッセージを伝えています。

COLUMN: HITOMI ONO